

負担変動軽減措置に関する Q & A

(令和 6 年改正法附則第 8 条の規定による控除)

制度の概要は、「[外形標準課税の対象法人の見直し及び中間申告義務判定に関する改正について](#)」をご覧ください。適用判定の概要は、「[負担変動軽減措置の適用判定フロー](#)」をご覧ください。

Q 1 [負担変動軽減措置による控除は、どのような場合に適用されるのですか？](#)

Q 2 [負担変動軽減措置による控除の適用を受ける場合の控除額の計算は、どのように行うのですか？](#)

Q 3 [二以上の都道府県に事務所等を有して事業を行う法人の場合、控除額の計算は課税標準額の総額によって行うのですか？](#)

Q 4 [負担変動軽減措置による控除は、付加価値割額からしかできないのですか？](#)

Q 5 [比較する法人事業税額に特別法人事業税は含まれないのですか？また、特別法人事業税からは控除できないのですか？](#)

Q 6 [仮決算による中間申告においては、負担変動軽減措置による控除はできないのですか？](#)

Q 7 [確定申告書の提出が期限後となった場合に、負担変動軽減措置による控除はできますか？](#)

Q 8 [負担変動軽減措置による控除額を計算するための様式はありますか？](#)

Q 9 [収入金額等課税事業（法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事業）を行う法人の場合の負担変動軽減措置による控除の計算は、どのように行うのですか？](#)

【用語の定義】

「令和 8 年度分基準法人事業税額」…令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分の法人事業税について申告納付すべき法人事業税額

「令和 9 年度分基準法人事業税額」…令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分の法人事業税について申告納付すべき法人事業税額

「比較法人事業税額」…当該法人を外形標準課税の対象外である法人とみなした場合に申告納付すべき法人事業税額

(凡例)

法：地方税法 令和 6 年改正法：地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）
取扱通知：地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）第 3 章

Q1

負担変動軽減措置による控除は、どのような場合に適用されるのですか？

- A** 「100%子法人等への対応」の要件に該当する法人について、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度において、基準法人事業税額が、比較法人事業税額を超える場合に適用されます。

なお、前事業年度に外形標準課税の対象法人に該当し、当該事業年度に払込資本の額が10億円を超える法人で、「100%子法人等への対応」の要件に該当するものにあつては、前事業年度にこの控除の規定の適用を受けた場合に限り、控除措置が適用されます。(令和6年改正法附則第8条第2項)

Q2

負担変動軽減措置による控除の適用を受ける場合の控除額の計算は、どのように行うのですか？

- A** 控除額は、基準法人事業税額から比較法人事業税額を控除した額に、事業年度により規定された割合をかけて計算を行います。

なお、控除額の計算に用いる税率は、標準税率以外の税率を適用している都道府県にあつては当該税率によります。

基準法人事業税額		比較法人事業税額	
当該事業年度において計算した各都道府県の課税標準		当該事業年度において計算した各都道府県の課税標準	
所得	×	所得	×
付加価値額	×		
資本金等の額	×		
		当該事業年度に適用される外形標準課税法人の税率※	当該事業年度に適用される外形標準課税法人以外の所得割の税率※
		所得割 1.18%	年400万円以下の所得 3.5%(3.75%)
		付加価値割 1.26%	年400万円超 年800万円以下の所得 5.3%(5.665%)
		資本割 0.525%	年800万円超の所得 又は軽減税率不適用法人 7.0%(7.48%)
※各都道府県の税率を使用してください。 (図では東京都の超過税率を表示しています。)		※各都道府県の税率を使用してください。 (図の()は東京都の超過税率を表示しています。)	

基準法人事業税額が比較法人事業税額を超える場合

控除額＝

基準法人事業税額 － 比較法人事業税額

×

3分の2

又は

3分の1

〔令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度〕

〔令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度〕

外形標準課税対象法人は、所得割について軽減税率の適用はありませんが、「比較法人事業税額」を計算する際は、外形標準課税の対象ではない法人として計算するため、所得割について、一定の要件（資本金1千万円未満である、又は期末時点で事務所等が所在する都道府県が3都道府県未満である）を満たす場合には、軽減税率が適用となります。(法第72条の24の7第5項)

また、超過税率の適用の判定については、外形標準課税対象ではない法人と同様に判定します。

Q3

二以上の都道府県に事務所等を有して事業を行う法人の場合、控除額の計算は課税標準額の総額によって行うのですか？

A 負担変動軽減措置による控除は、各都道府県に申告納付すべきそれぞれの法人事業税額から行いますので、その計算も分割後の課税標準を基礎として行います。

また、この場合に用いる税率も、標準税率以外の税率を適用している都道府県にあつては当該税率によります。

Q4

負担変動軽減措置による控除は、付加価値割額からしかできないのですか？

A 負担変動軽減措置による控除は、法人事業税額全体から行うものです。なお、当該控除を行う場合には、付加価値割、資本割、収入割の順に行います。（取扱通知 5 の 4 （1））

Q5

比較する法人事業税額に特別法人事業税は含まれないのですか？また、特別法人事業税からは控除できないのですか？

A 負担変動軽減措置による控除は、法人事業税の控除措置です。そのため、基準法人事業税額及び比較法人事業税額に特別法人事業税は含めず、また、特別法人事業税からの控除もできません。

Q6

仮決算による中間申告においては、負担変動軽減措置による控除はできないのですか？

A 負担変動軽減措置による控除は、確定申告に係る法人事業税に適用されますので、中間申告での控除はできません。（令和 6 年改正法附則第 8 条第 2 項、取扱通知 5 の 4 （1））

Q7

確定申告書の提出が期限後となった場合に、負担変動軽減措置による控除はできますか？

A 期限後申告においても、負担変動軽減措置による控除ができます。

Q8

負担変動軽減措置による控除額を計算するための様式はありますか？

A 負担変動軽減措置の創設にあわせて、[「令和 6 年改正法附則第 8 条第 2 項の控除額に関する計算書」\(第 6 号様式別表 5 の 7\)](#) が制定されました。

この計算書は、負担変動軽減措置による控除を受けようとする事業年度の確定申告書に添付します。

Q9

収入金額等課税事業（法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事業）を行う法人の場合の負担変動軽減措置による控除の計算は、どのように行うのですか？

A 負担変動軽減措置による控除は、収入割額を含めた法人事業税額全体から行います。また、控除額の計算においては、収入金額等課税事業（法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事業）の基準法人事業税額及び比較法人事業税額には、収入割を含めて計算します。

基準法人事業税額(3号事業)

当該事業年度において
計算した各都道府県の
3号事業の課税標準

付加価値額

資本金等の額

収入金額

×

×

×

当該事業年度に適用
される外形標準
課税法人の税率※

付加価値割
1.26%

資本割
0.525%

収入割
0.8025%

※各都道府県の税率を使用してください。
(図では東京都の超過税率を表示しています。)

比較法人事業税額(3号事業)

当該事業年度において
計算した各都道府県の
3号事業の課税標準

所得

収入金額

×

×

×

当該事業年度に適用さ
れる外形標準課税法人
以外の税率※

所得割
1.85%(1.9425%)

収入割
0.75%(0.8025%)

※各都道府県の税率を使用してください。
(図の()は東京都の超過税率を表示しています。)

外形標準課税の対象法人は、収入金額等課税事業（法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事業）に係る所得割は課税されませんが、比較法人事業税額を計算する際は、外形標準課税の対象ではない法人として計算するため、所得割についても算定する必要があります。この際の所得の算定に当たっては、付加価値額の単年度損益を算定の基礎とし、収入金額等課税事業（法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事業）に係る繰越欠損金額等がある場合には、[「比較法人事業税額を計算する場合の欠損金額等及び災害損失欠損金額の控除明細書」\(第 6 号様式別表 5 の 8\)](#) により、欠損金額等の控除額を計算し課税標準となる所得を算定します。

なお、所得等課税事業（法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業）と収入金額等課税事業（法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事業）を併せて行う法人の場合には、それぞれの事業ごとに基準法人事業税額と比較法人事業税額の差額を算出し、その合計額に各事業年度に応じた割合をかけて控除額を計算します。(Q 2 参照)